

8 議事

(木村係長)

そろそろ定刻となりますので始めたいと思います。

本日配布しております資料は、審議会の閉会後に非公開審議用資料のみ回収させていただきます。メモ等については、資料とともに白紙の紙を配布させていただいておりますのでそちらをメモ用紙としてご利用ください。

では、改めまして、所長の西脇より開会の言葉を申し上げます。

(西脇所長)

ただいまから、第46回船橋都市計画事業飯山満地区土地区画整理審議会を開催いたします。

(木村係長)

次に、施行者を代表しまして、7月1日付け人事異動で、新たに船橋市 建設局 平塚勇司局長が着任しておりますので、ご挨拶させていただきます。次に、施行者挨拶として、都市整備部の竹田部長よりご挨拶申し上げます。

(平塚局長)

本日はお忙しい中、飯山満地区土地区画整理審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃より当事業に対しまして、多大なる御協力をいただいておりますことを重ねて御礼申し上げます。

私、前任の鈴木と同じ国土交通省から出向で参りました平塚でございます。国土交通省の都市局というところで都市計画やまちづくり、こういった区画整理の仕事もしております。

先日着任してから、7月12日にも飯山満地区の区画整理の現場も西脇所長をはじめ、区画整理事務所の方に案内いただき見させていただいたところでございます。皆様方におかれましては、引き続き事業の推進におきましてご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

(竹田部長)

おはようございます。都市整備部長をしております竹田でございます。本日は、お暑い中、飯山満地区土地区画整理審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日頃より当事業に対しましてご協力、ご支援をいただきまして重ねて御礼を申し上げます。当事業は、皆様のご協力をいただき令和7年度概成に向けて事業の推進を図っており、都市計画道路3・4・27号線整備事業を同時並行して進めております。工事の方若干遅延はしてございますが、順調に進められております。事業完了まで事業地区内では工事が錯綜することから、地区周辺の皆様にはこれまで以上にご不便をおかけすることもあるかと思いますが、ご負担を最小限に抑えるよう細心の注意を払いながら工事を進めてまいりますので、引き続き御協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の議題でございますが、同意事項としまして「評価員の選任について」、諮問事項としまして「仮換地変更指定(案)」と「仮換地指定(案)」についてでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

(木村係長)

では、これより議事進行を松重会長にお願いいたします。

(松重会長)

会議に先立ち、土地区画整理法第62条第3項に、委員の半数以上の出席による会議の成立が規定されていますが、委員9名のうち全員出席でございますので、本日の会議の成立を宣言いたします。

今回の審議会につきまして、議事(1)につきましては、船橋市情報公開条例第26条により公開とし、議事(2)、(3)については船橋市情報公開条例第7条第2号及び第5号の不開示情報が含まれていることから、同条例第26条第2号に該当するため、非公開とするものといたします。

なお、本日は、傍聴者がおりませんでしたので、ご報告させていただきます。

また、審議会運営規則第11条第2項により、議事録は会長の他、委員2名が署名することとなっておりますので、本日につきましては、櫛田直樹委員、近野勝広委員に議事録の署名をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。議事（１）「議案第５８号 評価員の選任について」事務局から提案理由及び説明をお願いします。

（木村副主査）

評価員の選任についてご説明させていただきます庶務補償係の木村です。よろしくお願いいたします。

お手元の公開審議用資料、こちらに則って説明させていただきます。

まず「議案第５８号 評価員の選任について」提案理由を述べさせていただきます。

資料を２枚めくっていただいて３ページをご覧ください。土地区画整理法第６５条第１項及び船橋都市計画事業飯山満地区土地区画整理事業施行条例施行規則第６条に基づき、長嶋香織氏の職を解き、新たに評価員として岡部千華氏を選任することについて、提案します。

議案の説明の前に評価員とはどういうものか、最初に説明させていただきます。

もう一枚めくっていただいて４ページをご覧ください。評価員を選任する法的根拠は土地区画整理法第６５条第１項に定められております。人数は３人以上とありますが、当事業では飯山満地区土地区画整理事業施行条例施行規則第６条により、３人と定めております。

評価員の役割については土地区画整理法第６５条第３項に規定があります。内容は、「施行者は評価員の意見を聞かなければならない」と定められており、どのような意見を聞くのか、資料に３つ記載しております。

ただし、当事業では減価補償金の交付には該当せず、立体換地も行わない予定ですので、「施行者が換地計画において清算金もしくは保留地を定めようとする場合」評価員の意見を聞くということになります。ほかにも資料掲載４点の実行について明示されていることから平成２８年度には土地評価基準の変更案について評価員に意見を伺った上で、土地評価基準書を作成した実績があります。

それでは議案の説明に入らせていただきます。２枚めくっていただいて６ページをご覧ください。こちらが現在委嘱しております評価員３名の方の名簿になります。

このうち、７月１０日付け税務署評価専門官の管轄地域が千葉東税務署から市川税務署に

変更になったことに伴って、千葉東税務署所属の長嶋香織評価員の職を解いて、新たに市川税務署所属の岡部千華氏を評価員に選任することを提案させていただきます。

では評価員候補者である岡部千華氏の経歴をご紹介します。

岡部千華氏は、昭和62年4月東京国税局採用の後、各税務署に勤務されておりましたが、令和5年7月に現在の市川税務署の評価専門官として着任されました。評価専門官とは、相続や贈与が発生し路線価等を基に評価ができない場合、相続人の依頼により財産評価基準書の作成する専門職です。

現職の不動産鑑定業務に精通されている伊藤明良氏、土地評価業務に精通されている石井好信氏に加え、新たに土地課税業務に精通されている岡部千華氏を選任したいため、土地区画整理法第65条第1項により、審議会に同意を求めさせていただきます。

以上、「議案第58号 評価員の選任について」のご説明を終わらせていただきます。

(松重会長)

ただいま、事務局から説明がありました。何か御意見・御質問がある方はいらっしゃいますか。

特にないようですので、採決を行います。議事(1)「議案第58号 評価員の選任について」この原案に同意の方は挙手願います。

(委員)

<挙手>

(松重会長)

全員挙手(挙手多数)ですので、「原案」のとおり同意します。

続いて議事(2)に移ります。「議案第59号 仮換地変更指定(案)について」事務局から提案理由及び説明をお願いします。

議事(2)「議案第59号 仮換地変更指定(案)について」は、非公開の審議等であるため、船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱第8条第3項後段の規定により記載を省略いたします。

(松重会長)

「原案」のとおり答申します。

続いて議事(3)に移ります。「議案第60号 仮換地指定(案)について」事務局から提案理由及び説明をお願いします。

議事(2)「議案第60号 仮換地指定(案)について」は、非公開の審議等であるため、船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱第8条第3項後段の規定により記載を省略いたします。

「原案」のとおり答申します。

これで本日の議事は終了いたします。何か連絡事項などございますか。

(木村庶務補償係長)

お手元の資料、公開審議用資料につきましてはお持ち帰りいただいても構いません。非公開審議用資料につきましては、そのまま置いておいてくださいますようお願いいたします。閉会后に全て回収させていただきますので、よろしく願いいたします。

連絡事項は以上でございます。

(松重会長)

これで第46回審議会を閉会します。